○運転者等講習実施要領

平成 19 年５月 30 日

教 育 第 693 号

警 察 本 部 長

運転者等講習実施要領の制定について（通達）

みだしのことについては、道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）等が本年６月２日から施行されることに伴い、運転者等講習実施要領（平成２年埼例規第 43 号・教育・免）の全部を別添のとおり改正し、平成 19 年６月２日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

運転者等講習実施要領

第１　趣旨

この要領は、運転者等講習に関する規程（平成 19 年埼玉県公安委員会規程第４号。以下「規程」という。）第３条の規定に基づき、運転者等講習の実施基準その他必要な事項を定めるものとする。

第２　高齢者講習の通知

１　交通部運転免許本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領（令和６年免第 2652 号）に規定する運転者管理業務（以下「運転者管理業務」という。）から高齢者講習に係る指定状況一覧を出力するとともに次により埼玉県道路交通法施行細則（昭和 41 年埼玉県公安委員会規則第２号。以下「細則」という。）第 18 条の３第１項の高齢者講習通知書を作成し、高齢者講習の受講予定者に送付するものとする。

(1)　高齢者講習等通知書は、細則第 18 条の３の必要な事項を記載した書面とする。

(2)　高齢者講習等通知書は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 101 条第１項の更新期間（以下「更新期間」という。）が満了する日の 190 日前に、普通郵便により発送する。

２　送付した高齢者講習等通知書が宛先人の住所不明等のため返送された場合は、高齢者講習等通知書を再送付しないこと。

第３　受託者及び指定講習機関への受講対象者等の通知

１　停止処分者講習、更新時講習及び高齢者講習の受講対象者については、次に掲げる方法により運転免許課長が受託者に通知したものとみなす。

(1)　停止処分者講習　運転免許課長から細則別記様式第 27 の講習実施通知書の交付を受けた被処分者が、これを受託者に提出することによる。

(2)　更新時講習　運転免許課長若しくは警察署長から規程別記様式第 43 の更新時講習受講票（免許証引換書）（以下「更新時講習受講票」という。）の交付を受けた運転免許証更新申請者又は運転免許課長から規程別記様式第 44 の特定失効者・特定取消処分者用講習受講票（免許証引換書）（以下「特定失効者・特定取消処分者用講習受講票」という。）若しくは規程別記様式第 45 の更新時講習受講票（経由地用）（以下「経由地

講習受講票」という。）の交付を受けた運転免許申請者が、これを受託者に提出することによる。

(3)　高齢者講習　運転免許課長から前記第２の高齢者講習等通知書を受けた者が、これを受託者に提出することによる。

２　運転免許課長は、初心運転者講習の受講予定者について、講習予定日の１週間前までに、初心運転者講習受講予定者名簿（様式第１号）により当該講習を実施する指定講習機関に通知するものとする。

３　運転免許課長は、違反者講習の受講予定者について、違反者講習通知台帳（様式第２号）により受託者に通知するものとする。

４　運転免許課長は、若年運転者講習の受講予定者について、講習予定日の１週間前までに、若年運転者講習受講予定者名簿（様式第３号）により、当該講習を実施する指定講習機関に通知するものとする。

第４　実施基準

運転者等講習の実施基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　取消処分者講習　取消処分者講習実施基準（別記第１）

(2)　停止処分者講習　停止処分者講習実施基準（別記第２）

(3)　大型車講習　大型車講習実施基準（別記第３）

(4)　中型車講習　中型車講習実施基準（別記第４）

(5)　準中型車講習　準中型車講習実施基準（別記第４の２）

(6)　普通車講習　普通車講習実施基準（別記第５）

(7)　大型二輪車講習　大型二輪車講習実施基準（別記第６）

(8)　普通二輪車講習　普通二輪車講習実施基準（別記第７）

(9)　原付講習　原付講習実施基準（別記第８）

(10)　大型旅客車講習　旅客車講習実施基準（別記第９）

(11)　中型旅客車講習　旅客車講習実施基準

(12)　普通旅客車講習　旅客車講習実施基準

(13)　第一種応急救護処置講習　応急救護処置講習実施基準（別記第 10）

(14)　第二種応急救護処置講習　応急救護処置講習実施基準

(15)　初心運転者講習　初心運転者講習実施基準（別記第 11）

(16) 更新時講習　更新時講習実施基準（別記第 12）

(17) 高齢者講習　高齢者講習実施基準（別記第 13）

(18) 運転技能検査　運転技能検査実施基準（別記第 14）

(19) 違反者講習　違反者講習実施基準（別記第 15）

(20) 若年運転者講習　若年運転者講習実施基準（別記第 16）

(21) 特定任意高齢者講習　特定任意高齢者講習実施基準（別記第 17）

(22) 特定任意講習　特定任意講習実施基準（別記第 18）

第５　実施結果の報告

１　運転免許課長は、受託者及び指定講習機関に対し、前記第４に掲げる講習（埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う取消処分者講習を除く。以下「運転者講習」という。）の実施結果について、次表の区分により報告させるものとする。

種　　別	報　　告　　様　　式	報　告　期　限
取消処分者講習	取消処分者講習実施結果報告書 （規程別記様式第６）	講習終了の都度
停止処分者講習	停止処分者講習区分別実施結果報告書 （様式第４号）	講習終了の都度
	停止処分者講習実施結果報告書 （様式第５号）	翌月５日
	適性診断等実施結果報告書 （様式第６号）	
大型車講習	大型車講習実施結果報告書（日報） （様式第７号）	講習終了後速やかに
	大型車講習実施結果報告書（月報） （様式第８号）	翌月５日
中型車講習	中型車講習実施結果報告書（日報） （様式第９号）	講習終了後速やかに
	中型車講習実施結果報告書（月報） （様式第10号）	翌月５日

準中型車講習	準中型車（４時間）講習実施結果報告書（日報） （様式第 10 号の２）	講習終了後速やかに
	準中型車（８時間）講習実施結果報告書（日報） （様式第 10 号の３）	
	準中型車講習実施結果報告書（月報） （様式第10号の4）	翌月５日
普通車講習	普通車講習実施結果報告書（日報） （様式第11号）	講習終了後速やかに
	普通車講習実施結果報告書（月報） （様式第12号）	翌月５日
大型二輪車講習	大型二輪車講習実施結果報告書（日報） （様式第13号）	講習終了後速やかに
	大型二輪車講習実施結果報告書（月報） （様式第14号）	翌月５日
普通二輪車講習	普通二輪車講習実施結果報告書（日報） （様式第15号）	講習終了後速やかに
	普通二輪車講習実施結果報告書（月報） （様式第16号）	翌月５日
原付講習	原付講習実施結果報告書（日報） （様式第17号）	講習終了後速やかに
	原付講習実施結果報告書（月報） （様式第18号）	翌月５日
大型旅客車講習	大型旅客車講習実施結果報告書（日報） （様式第19号）	講習終了後速やかに
	大型旅客車講習実施結果報告書（月報） （様式第20号）	翌月５日

中型旅客車講習	中型旅客車講習実施結果報告書（日報） （様式第21号）	講習終了後速やかに
	中型旅客車講習実施結果報告書（月報） （様式第22号）	翌月５日
普通旅客車講習	普通旅客車講習実施結果報告書（日報） （様式第23号）	講習終了後速やかに
	普通旅客車講習実施結果報告書（月報） （様式第24号）	翌月５日
第一種応急救護処置講習	第一種応急救護処置講習実施結果報告書（日報） （様式第25号）	講習終了後速やかに
	第一種応急救護処置講習実施結果報告書（月報） （様式第26号）	翌月５日
第二種応急救護処置講習	第二種応急救護処置講習実施結果報告書（日報） （様式第 27 号）	講習終了後速やかに
	第二種応急救護処置講習実施結果報告書（月報） （様式第28号）	翌月５日
初心運転者講習	初心運転者講習実施結果報告書 （規程別記様式第７）	講習終了の都度
更新時講習	更新時講習実施結果報告書（日報） （様式第29号）	講習終了後速やかに
	更新時講習実施結果報告書（月報） （様式第30号）	翌月５日
高齢者講習	高齢者（75歳未満（２時間））講習実施結果報告書（日報） （様式第 31 号）	講習終了後速やかに

	高齢者（75 歳未満（１時間））講習実施結果報告書（日報） （様式第 31 号の2）	
	高齢者（75 歳以上（２時間））講習実施結果報告書（日報） （様式第 31 号の3）	
	高齢者（75 歳以上（１時間））講習実施結果報告書（日報） （様式第 31 号の4）	
	臨時高齢者講習実施結果報告書（日報）（様式第 31 号の5）	
	高齢者（75 歳未満）講習実施結果報告書（月報） （様式第 32 号）	月の初めから起算して５日間（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。）以内
	高齢者（75 歳以上）講習実施結果報告書（月報） （様式第 32 号の２）	
	臨時高齢者講習実施結果報告書（月報）（様式第 32 号の３）	
違反者講習	違反者講習（社会参加活動）実施結果報告書（日報） （様式第 33 号）	講習終了後速やかに
	違反者講習（実車）実施結果報告書（日報） （様式第 34 号）	
	違反者講習運転適性診断等実施結果報告書 （様式第 35 号）	翌月５日
若年運転者講習	若年運転者講習実施結果報告書 （規程別記様式第８号）	講習終了の都度
運転技能検査	運転技能検査実施結果報告書（日報） （様式第 36 号）	講習終了後速やかに

	運転技能検査実施結果報告書(月報) (様式第 37 号)	月の初めから起算して５日間（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。）以内
特定任意高齢者講習	特定任意高齢者講習（75 歳未満（２時間））実施結果報告書（日報） (様式第 38 号)	講習終了後速やかに
	特定任意高齢者講習（75 歳未満（１時間））実施結果報告書（日報） (様式第 39 号)	
	特定任意高齢者講習（75 歳以上（２時間））実施結果報告書（日報） (様式第 40 号)	
	特定任意高齢者講習（75 歳以上（１時間））実施結果報告書（日報） (様式第 41 号)	
	特定任意高齢者講習（75 歳未満）実施結果報告書（月報） (様式第 41 号の２)	月の初めから起算して５日間（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。）以内
	特定任意高齢者講習（75 歳以上）実施結果報告書（月報） (様式第 41 号の３)	
特定任意講習	特定任意講習実施結果報告書（日報）　（様式第 42 号）	講習終了後速やかに
	特定任意講習実施結果報告書（月報） (様式第 43 号)	翌月５日

２　運転免許課長は、取消処分者講習の実施結果について、運転者管理業務により出力した取消処分者講習受講者名簿により明らかにしておくものとする。

第６　指導監督

運転免許課長は、運転者講習の実施状況について調査を行うとともに、関係者から報告を求めた上、必要な指揮監督を行うものとする。

第７　指導員に対する教養

運転免許課長は、運転者等講習の指導員に対し、講習能力の向上を図るための教養を随時行うものとする。

第８　受託者及び指定講習機関との連絡協調

１　運転免許課長は、運転者講習の円滑な運営について受託者及び指定講習機関と緊密な連携を図るものとする。

２　警察署長は、更新時講習の円滑な運営について受託者と緊密な連携を図るものとする。

第９　講習指導員の資格要件に係る公安委員会が行う所要の講習

規程第 28 条第２項及び規程第 54 条第２項に規定する公安委員会が行う所要の講習の内容等については、次に掲げるとおりとする。

(1)　講師は、規程第 25 条に規定する取消処分講習指導員とする。

(2)　規程第 28 条第２項に規定する停止処分者講習の指導員に係る講習については、運転適性業務に関する所要の講習（別表）に掲げる内容のほか、観察学習を４日間行うものとする。

(3)　規程第 54 条第２項に規定する高齢者講習の指導員に係る講習については、運転適性業務に関する所要の講習に掲げる内容とする。ただし、技能、知識及び経験を総合的に判断して運転適性指導関する業務の習熟度が高いと認められる者については、運転適性業務に関する所要の講習のうち、第１日目のみ講習するものとする。

第 10　委任

この要領に定めるもののほか、運転者等講習の実施に関する細部事項は、運転免許課長に委任する。

実施日

この通達は、平成 19 年６月２日から実施する。

実施日　（平成 20 年５月 29 日教育第 617 号）

この通達は、平成 20 年６月１日から実施する。

実施日　（平成 21 年５月 29 日教育第 579 号）

この通達は、平成 21 年６月１日から実施する。

実施日　（平成 21 年 12 月２日教育第 1333 号）

この通達は、平成 21 年 12 月２日から実施する。

実施日　（平成 22 年３月 30 日務第 770 号）

この通達は、平成 22 年４月１日から実施する。

実施日　（平成 25 年３月 28 日免第 1148 号）

この通達は、平成25年４月１日から実施する。

実施日　（平成25年９月１日免第3352号）

この通達は、平成25年９月１日から実施する。

実施日　（平成25年11月１日免第4125号）

この通達は、平成25年11月１日から実施する。

実施日　（平成26年５月19日交捜第773号）

この通達は、平成26年５月20日から実施する。

実施日　（平成25年５月30日免第2130号）

この通達は、平成26年６月１日から実施する。

実施日　（平成27年５月29日免第2187号）

この通達は、平成27年６月１日から実施する。

実施日　（平成29年３月10日免第989号）

この通達は、平成29年３月12日から実施する。

実施日　（令和元年11月29日免第3692号）

１　この通達は、令和元年12月１日から実施する。

２　（略）

実施日　（令和４年５月13日免第1543号）

この通達は、令和４年５月13日から実施する。

実施日　（令和５年３月30日免第985号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

実施日　（令和５年６月30日交総第577号）

１　この通達は、令和５年７月１日から実施する。

２　（略）

実施日　（令和５年12月22日会第1028号）

１　この通達は、令和６年１月１日から実施する。〔後略〕

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙は、令和６年３月31日までの間、なお使用することができる。

３　前項の規定にかかわらず、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間これを使用することができる。

実施日　（令和６年 11 月 22 日免第 2653 号）

１　この通達は、令和６年 11 月 24 日から実施する。

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の運転免許関係事務処理要領による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日　（令和７年３月 21 日免第 664 号）

１　この通達は、令和７年３月 24 日から実施する。

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【様式省略】

別表（第９関係）

運転適性業務に関する所要の講習

期　間	内　　容	時　間
第１日目	運転行動と心理特性の概説	１時間
	運転適性診断表の読み方	１時間
	運転適性検査結果に基づく指導要領	２時間
	安全運転カウンセリング	１時間
	運転適性検査機材の使用実施方法	１時間
	運転適性検査取扱上の留意事項	１時間
第２日目	運転適性検査の種類と指導内容の概説	１時間
	運転適性検査留意点ＤＶＤ教養	１時間 30 分
	質疑応答等総括	30 分

別記第１（第４関係）

取消処分者講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習の実施区分

講習は、法第 108 条の２第１項第２号の規定に基づき、次の区分により学級編成を行い実施すること。

(1)　四輪車学級　原則として大型二輪免許、普通二輪免許及び原動機付自転車免許以外の運転免許を受けようとする者をもって編成する。

(2)　二輪車学級　原則として大型二輪免許、普通二輪免許又は原動機付自転車免許を受けようとする者をもって編成する。

(3)　飲酒取消講習　前記(1)及び(2)に係る講習対象者のうち、運転免許の取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第２条から第４条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者及び無免許で飲酒運転の法令違反がある者を対象とする。

２　講習に使用する車両及び器材

講習には、次の車両及び器材を使用すること。

(1)　普通乗用自動車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車

(2)　四輪車用又は二輪車用運転シミュレーター

(3)　動体視力の変化を測定する動体視力検査器、夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材

３　講習時間

(1)　四輪車学級及び二輪車学級

四輪車学級及び二輪車学級の講習時間は、13 時間（連続する２日間）とすること。

(2)　飲酒取消講習

飲酒取消講習は、13 時間を２日間で行うこととするが、２日間については、１日目を起算日として 30 日を経過した日以降に実施すること。

４　講習人員

講習人員は、１グループ３人を単位として、計３グループ９人の編成を基準とすること。

５　講習科目及び細目等

講習は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 38 条第２項第２号から第５号までに規定する事項について、「取消処分者講習の講習科目、細目及び時間割表」（別表）により行うこと。

６　配布資料

講習は、教本、地方版教本等を配布して行うこと。

第２　講習の実施場所及び講習日

１　講習実施場所の指定

講習を受けようとする者からの申出を受けた場合は、当該申出人の過去の運転免許経歴に応じて、講習を実施する場所を指定するものとする。

２　講習日の指定

講習申請に基づき、講習実施指定簿（様式第１号）により、受講者数を勘案して講習日の指定を行うこと。ただし、やむを得ず２日目の講習を受講できない場合は、次に掲げる区分により、２日目の講習日を指定すること。

(1)　四輪車学級及び二輪車学級　１日目と接近した日

(2)　飲酒取消講習　１日目を起算日として 30 日を経過する日に接近した日

第３　講習実施上の留意事項

(1)　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

(2)　車両を用いた講習においては、受講者の運転技量に応じた実施に留意すること。

第４　講習終了後の措置

１　終了証明書の作成

規程別記様式第 25 の取消処分者講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）は、次により作成すること。

(1)　所要事項を記載するとともに、提出を受けた写真を貼付し、公安委員会が実施した講習の受講者に係るものにあっては埼玉県公安委員会公印規程（昭和 36 年埼玉県公安委員会規程第２号）別表第１に規定する７号印により終了証明書と写真を契印し、指定講習機関が実施した講習の受講者に係るものにあっては指定講習機関の印により終了証明

書と写真を契印する。

(2)　講習終了証明書台帳（様式第２号）による暦年の一連番号を記載する。

２　取消処分者講習済登録の実施

運転免許課長は、講習終了者について、速やかに取消処分者講習済登録を実施するものとする。

別表（別記第１関係）

取消処分者講習表

１　四輪車学級・二輪車学級

日	講習科目	講習細目	講習時間	
第１日	運転適性検査（ペーパー検査）	(1)　開講 (2)　運転適性検査	60分	420分
	導入	(1)　講習目的と方法の説明 (2)　講師及び受講者の自己紹介	60分	
	性格と運転の概説	ビデオ等により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを示唆する。	60分	
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることを気付かせる。	60分	
	運転技能の診断	(1)　診断のねらいと心構え (2)　四輪車学級にあっては路上又は場内、二輪車学級にあっては場内での技能診断 (3)　チェックリストによる長所・短所の説明 (4)　運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	120分	

	ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情、状況等に対する認識が運転行動と関連があることを認識させる。	60 分	

第2日	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60 分	360 分
	路上又は場内での技能診断	前日の指導が生かされているかを確認チェックする。	150 分	
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 路上又は場内訓練結果から改善された事項と今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 (3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。	90 分	
	講習から得られたものは何か	何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握し、運転時の意識の在り方の大切さが理解されているかを確認する。	60 分	
講習時間合計			780 分	

2　飲酒取消講習

日	講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講 習 時 間	
第1日	呼気検査 運転適性検査	(1)　開講 (2)　呼気検査 (3)　運転適性検査	70分	420分
	導入	(1)　講習目的と方法の説明 (2)　講師及び受講者の自己紹介	40分	
	性格と運転の概説	ビデオ等により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを示唆する。	60分	
	運転技能の診断	(1)　診断のねらいと心構え (2)　四輪車学級にあっては路上又は場内、二輪車学級にあっては場内での技能診断 (3)　チェックリストによる長所・短所の説明 (4)　運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	90分	
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	60分	
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）を行わせる。	10分	
	ブリーフ・インターベンション①	(1)　アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）の結果に基づく指導を行う。 (2)　ワークブックを記載させる。	90分	

第2日	呼気検査	呼気検査	10分	360分
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分	
	路上又は場内での技能診断	第１日の指導が生かされているかを確認チェックする。	60分	
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 路上又は場内訓練結果から改善された事項と今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 (3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中での自分の在り方、ルール 、マナーを理解させる。	60分	
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブックの記載内容の確認及び目標の達成状況を確認する。	60分	
	ディスカッション指導	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性及び悪質性を理解させる。	50分	
	講習から得られたものは何か	何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握し、運転時の意識の在り方の大切さが理解されているかを確認する。	60分	
講習時間合計			780分	

別記第２（第４関係）

停止処分者講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習の実施区分

講習は、法第 108 条の２第１項第３号の規定に基づき、自動車等の運転免許の保留、免許の効力の停止又は自動車等の運転禁止の期間（以下「処分期間」という。）が 40 日未満の者に係る講習（以下「短期講習」という。）、処分期間が 40 日以上 90 日未満の者に係る講習（以下「中期講習」という。）及び処分期間が 90 日以上の者に係る講習（以下「長期講習」という。）に区分して行うこと。

２　講習時間（実施期間）

講習時間（実施期間）は、短期講習については６時間（１日間）、中期講習については 10 時間（連続する２日間）、長期講習については 12 時間（連続する２日間）とすること。ただし、特に必要があると認められる者については、１時間程度の追加講習を行うことができる。

３　学級の編成区分及び人員

(1)　学級の編成区分

学級は、受講者の態様に応じ、原則として次表に掲げる区分によること。

区　　分	受　　講　　者
二　　輪 学　　級	主として二輪車（一般原動機付自転車を含む。）を運転している者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる者
若　　者 学　　級	処分の事由等に照らして、暴走行為等の危険性等について指導する必要があると認められる者
高 齢 者 学　　級	処分の事由等に照らして、高齢者の事故特徴等から指導する必要があると認められる者
飲　　酒 学　　級	処分の事由等に照らして、飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる者

速　　度 学　　級	処分の事由等に照らして、速度の危険性について指導する必要があると認められる者
一　　般 学　　級	上記に掲げる者以外の者

(2)　学級の人員等

１学級の人員は、講習効果が上がるようできるだけ小人数とするとともに、運転適性指導については１グループ３人以下とすること。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第 38 条第３項に規定する事項について、原則として停止処分者講習表（別表）により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習に関する考査

講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、次により考査を行うこと。

１　考査の種類、時期及び方法

(1)　考査の種類

考査の種類は、終了時考査と再考査とする。

(2)　考査の時期

終了時考査は講習最終日の講習終了時に行い、再考査は終了時考査の成績が 50 パーセント未満の者から再考査の申出があったときに、講習の終了した翌日以降の日を指定して行う。

(3)　考査の方法

考査は、筆記考査とし、講習の内容から、一肢の正誤式問題 38 問及び三肢の正誤式問題２問の計 40 問を出題し、20 分間で解答させる方法で行う。

２　考査成績の評価

(1)　採点

ア　考査の採点は、一肢の正誤式問題は１問１点、三肢の正誤式問題は１問２点とする。この場合において、三肢の問題については、三肢に対する解答が全て正解である場合に２点とし、それ以外の場合には得点としない。

イ　受講者の受講態度の採点は、特に不良な者について、総合成績の評定の際５点を減点する。

(2)　評価

ア　終了時考査成績の評価は、85 パーセント以上の得点を優、70 パーセント以上 85 パーセント未満の得点を良、50 パーセント以上 70 パーセント未満の得点を可とし、50 パーセント未満の得点を不可とする。

イ　再考査の成績の評価は、50 パーセント以上の得点を可、50 パーセント未満の得点を不可とする。

(3)　評価上の留意点

受講態度の減点評価については、講習指導員の私的感情を排し、講習実施中、次のような言動が認められた受講者に対し、当該事実について指摘をした場合に行うこと。

ア　他の受講者に迷惑となるような言動

イ　講習の進行を故意に妨げるような言動

ウ　受講意欲が極端に乏しいと認められる言動

第３　講習実施上の留意事項

１　講習実施に際し、受講者本人であること及び受講資格の確認を確実に行うこと。

２　講習は、交通事故を防止するために必要な法令知識、運転技能、その他自動車等の安全運転に関する事項を受講者が総合的に理解し、かつ、実践するような実際的、具体的事項を内容とすること。

３　講習は、講習指導員及び受講者が共に問題を考え、相互に意見を交換し合うことによって一層の理解を深め、体得できるようにするため、応問式、討議式、演技式、視聴覚等による教育方法を多角的に用いて行うこと。

４　講習は、次に掲げる事項に留意し、効果的に行うこと。

(1)　受講者を違反者扱いしたり、又は威圧的な態度で処遇しない。

(2)　受講者を啓発し、教育することを信条とし、熱意を持って講習に従事する。

(3)　常に講習科目に関する研究に心掛け、講習内容の充実に努める。

(4)　受講者の態様別特性を理解し、講習内容の充実強化に努める。

５　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

特に、二輪車（原動機付自転車を含む。）の実車による指導に際しては、ヘルメット、

プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

6　講習中に事故が発生したときは、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

第４　講習の施設及び器材の整備基準

講習を実施する施設は、次の要件を満たしていなければならない。

1　施設及び器材

(1)　普通教場

ア　所要の受講者を収容できる面積を確保していること。

イ　プロジェクタ等の投影器材又はテレビ及びＤＶＤプレーヤー等の視聴覚器材を備え付けていること。

(2)　機器検査室

次の運転適性検査器材を備え付けていること。

ア　視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材

イ　動体視力の変化を測定する動体視力検査器

ウ　夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

(3)　運転シミュレーター室

受講者数に応じて必要な数の四輪車用又は自動二輪車用の運転シミュレーターを整備するほか、原動機付自転車用の運転シミュレーターの整備に努めること。

2　実車講習路及び車両

(1)　実車講習路

公安委員会が指定した講習路とすること。

(2)　実車指導用車両

普通乗用自動車、普通自動二輪車及び原動機付自転車（スクータータイプ）について、それぞれの受講者数に対応できる台数を備え付けていること。

第５　保険契約の締結

実車講習路内の運転講習における交通事故の発生に備えて、対人等の保険契約を締結しておくこと。

別表　（別記第２関係）

停止処分者講習表

１　二輪学級

講習科目	講　習　細　目	講習時間		
		短期	中期	長期
	開　講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	120 分	210 分	210 分
１　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制			
２　交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状			
３　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任			
４　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			

5　安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性			
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア　ドライビング・スペースとポジション イ　防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10)改造車の運転禁止			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		―	60 分	120 分
8　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	180 分	120 分	120 分

9　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア　日常点検 イ　乗車姿勢 ウ　基本走行 (ｱ)　発進要領 (ｲ)　低速走行及び通常走行 (ｳ)　停止要領 エ　応用走行 (ｱ)　制動訓練 (ｲ)　コーナーリング訓練 (ｳ)　スラローム走行等の訓練 オ　終業点検 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導		120 分	150 分
10　面接指導		30 分	60 分	90 分
	考　査	30 分	30 分	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分	600 分	720 分

（注）　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

２　若者学級

講習科目	講　習　細　目	講習時間		
		短期	中期	長期
	開　講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	30 分	60 分	60 分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制			
2　交通事故の実態	(1) 若者事故の実態 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状			
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任			
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			
5　安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響 (4) 二輪車と物理の法則	20 分	30 分	30 分

6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア　座席ベルトの装着 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等の通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等 (10)高速道路の通行 ア　高速走行の危険性 イ　高速道路への出入り ウ　高速走行の方法 (11)二輪車に対する注意 ア　二輪車の特性 イ　二輪車事故の特徴 (12)事故と故障時の措置			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		―	60 分	120 分

8　講習対象者別に必要な安全運転の知識	(1) 速度の危険性 ア　反応時間と走行距離 イ　速度と視覚 ウ　速度とブレーキ エ　速度とハンドル (2) 暴走行為の反社会性 (3) 暴走族の実態	90 分	120 分	120 分
9　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	100 分	120 分	120 分
10　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による技能診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	90 分	120 分	150 分
11　面接指導		—	60 分	90 分
	考　査	30 分	30 分	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分	600 分	720 分

（注）　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

3　高齢者学級

講習科目	講　習　細　目	講習時間		
		短期	中期	長期
	開　講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	30 分	60 分	60 分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制			
2　交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状			
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任			
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			
5　安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響	20 分	30 分	30 分
6　道路交通法令の知識及	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本			

び安全運転の方法	ア　座席ベルトの装着 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等での通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等 (10)高速道路の通行 ア　高速走行の危険性 イ　高速道路への出入り ウ　高速走行の方法 (11)二輪車に対する注意 ア　二輪車の特性 イ　二輪車事故の特徴 (12)事故と故障時の措置			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		—	60 分	120 分

8　講習対象者別に必要な安全運転の知識	(1) 高齢者の運転特性 (2) 高齢者事故の実態と特徴	90 分	120 分	120 分
9　運転技能についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	100 分	120 分	120 分
10　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による技能診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	90 分	120 分	150 分
11　面接指導		—	60 分	90 分
	考　査	30 分	30 分	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分	600 分	720 分

（注）　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

4　飲酒学級

講習科目	講　習　細　目	講習時間		
		短期	中期	長期
	開　講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	30 分	60 分	60 分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制			
2　交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状			
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3)　交通事故（違反）を起こした運転者の責任			
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			
5　安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響	20 分	30 分	30 分
6　道路交通法令の知識及	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本			

び安全運転の方法	ア　座席ベルトの装着 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等での通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等 (10)高速道路の通行 ア　高速走行の危険性 イ　高速道路への出入り ウ　高速走行の方法 (11)二輪車に対する注意 ア　二輪車の特性 イ　二輪車事故の特性 (12)事故と故障時の措置			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		—	60 分	120 分

8　講習対象者別に必要な安全運転の知識	飲酒の危険性の自覚 (1) ＡＵＤＩＴ及び飲酒と運転に関する目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転	90 分	120 分	120 分
9　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	160 分	120 分	120 分
10　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による技能診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導		120 分	150 分
11　面接指導		30 分	60 分	90 分
	考　査	30 分	30 分	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分	600 分	720 分

（注）　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

5　速度学級

講習科目	講　習　細　目	講習時間		
		短期	中期	長期
	開　講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	30 分	60 分	60 分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制			
2　交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状			
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任			
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			
5　安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響	20 分	30 分	30 分
6　道路交通法令の知識及	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本			

び安全運転の方法	ア　座席ベルトの装着 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等での通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等 (10)高速道路の通行 ア　高速走行の危険性 イ　高速道路への出入り ウ　高速走行の方法 (11)二輪車に対する注意 ア　二輪車の特性 イ　二輪車事故の特性 (12)事故と故障時の措置			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		—	60 分	120 分

8　講習対象者別に必要な安全運転の知識	速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル	90 分	120 分	120 分
9　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	160 分	120 分	120 分
10　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による技能診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導		120 分	150 分
11　面接指導		30 分	60 分	90 分
	考　査	30 分	30 分	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分	600 分	720 分

（注）　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

6　一般学級

講習科目	講　習　細　目	講習時間		
		短期	中期	長期
	開　講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	30分	60分	60分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制			
2　交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状			
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任			
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			
5　安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響	90分	150分	150分
6　道路交通法令の知識及	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本			

び安全運転の方法	ア　座席ベルトの装着 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等での通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等 (10)高速道路の通行 ア　高速走行の危険性 イ　高速道路への出入り ウ　高速走行の方法 (11)二輪車に対する注意 ア　二輪車の特性 イ　二輪車事故の特性 (12)事故と故障時の措置			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		—	60 分	120 分
8　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	180 分	120 分	120 分

9　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による技能診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導		120 分	150 分
10　面接指導		30 分	60 分	90 分
	考　査	30 分	30 分	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分	600 分	720 分

（注）　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別記第３（第４関係）

大型車講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は、受託者の施設等において行うこと。

２　講習に使用する車両等

講習は、受託者が所有する大型貨物自動車（荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の講習については中型自動車、悪条件下での運転の講習については中型自動車又は普通自動車を使用することもできる。）又は運転シミュレーター（危険を予測した運転の講習については実車走行に代えて使用することができる。）を使用すること。

３　車両等を用いた講習の講習人員

車両を用いた講習については指導員１人に対して受講者１人、観察学習及び運転シミュレーターによる講習については３人以下とすること。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第 38 条第４項に規定する事項について、大型車講習及び中型車講習表（別表）により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習実施上の留意事項

１　講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

２　講習の申請に当たっては、本人であることを確認するとともに、運転免許試験に合格していることを確認すること。

３　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。この場合において、受託者は大型車講習受講者名簿の副本を作成し、実施日から１年間保管すること。

４　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

５　受講者の運転技量に応じた講習に留意すること。

６　講習中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

7　次のいずれかの場合は、自動車による講習を行わないこと。

(1)　降雨、降雪等のため通行止め又は 50 キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている場合

(2)　交通事故の発生による交通規制、交通渋滞等により、安全かつ円滑な講習を行うことができないと認められる場合

別表　（別記第３・第４関係）

大型車講習及び中型車講習表

事項	方式	講習科目	講習細目	講習時間
危険を予測した運転	実技	１　貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	60 分
		２　危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通状況に応じた速度による運転のしかた	60 分
	討議	３　危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	60 分
悪条件下で	実技	４　夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間にける道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	60 分

の 運 転		5　悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路での運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	
講　習　時　間　合　計				240 分

※　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別記第４（第４関係）

中型車講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は、受託者の施設等において行うこと。

２　講習に使用する車両等

講習は、受託者が所有する中型貨物自動車（荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の講習については中型自動車又は準中型自動車、悪条件下での運転の講習については普通自動車を使用することもできる。）又は運転シミュレーター（危険を予測した運転の講習については実車走行に代えて使用することができる。）を使用すること。

３　車両等を用いた講習の講習人員

車両を用いた講習については指導員１人に対して受講者１人、観察学習及び運転シミュレーターによる講習については３人以下とすること。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第 38 条第４項に規定する事項について、大型車講習及び中型車講習表（別記第３別表）により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習実施上の留意事項

１　講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

２　講習の申請に当たっては、本人であることを確認するとともに、運転免許試験に合格していることを確認すること。

３　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。この場合において、受託者は中型車講習受講者名簿の副本を作成し、実施日から１年間保管すること。

４　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

５　受講者の運転技量に応じた講習に留意すること。

６　講習中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

7　次のいずれかの場合は、自動車による講習を行わないこと。

(1)　降雨、降雪等のため通行止め又は 50 キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている場合

(2)　交通事故の発生による交通規制、交通渋滞等により、安全かつ円滑な講習を行うことができないと認められる場合

別記第４の２（第４関係）

準中型車講習実施基準

第１　講習の実施基準

１　講習場所

講習は、受託者の施設等において行うこと。

２　講習に使用する車両等

準中型自動車を使用した講習は、受託者が所有する準中型自動車（貨物自動車に限る。）を使用し、普通自動車を使用した講習は、受託者が所有する普通自動車の乗用車又はシミュレーター（高速道路での運転に必要な技能講習について実車走行に代えて使用することができる。）を使用すること。この場合において、準中型免許を受けようとする者で、受講時に普通免許を受けているものに対しては準中型自動車を使用した講習のみを実施し、受講時に普通免許を受けていないものに対しては準中型自動車を使用した講習及び普通自動車を使用した講習を実施し、規則第 23 条第１項の表聴力の項第２号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡等条件」という。）が付されるものに対しては、それぞれ、特定後写鏡等を準中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において使用すること。

３　車両等を用いた講習の講習人員

⑴　準中型自動車を用いた講習については指導員１人に対して受講者１人、普通自動車を用いた講習、観察学習及び運転シミュレーターによる講習について指導員１人に対して受講者は３人以下とすること。

⑵　特定後写鏡等条件が付される者に対する準中型車講習表（別表）危険を予測した運転の部実技の項の講習（以下６において「危険予測実技講習」という。）にあっては指導員１人の単独講習を実施することとし、実車講習を踏まえて行われる討議の項の講習にあっては、指導員１人による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の受講者相互に意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施することができる。

⑶　法第 71 条の６第１項に規定する聴覚障害者で、特定後写鏡等条件が付される者に対する準中型車講習表（別表）危険を予測した運転（実技）（以下「危険予測実技」という。）にあっては単独講習を実施することとし、実車講習を踏まえて行われる討議に

あっては、指導員１人による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の受講者相互に意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施することができる。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第 38 条第４項に規定する事項について、準中型車講習表により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

６　その他

特定後写鏡等条件が付されるが補聴器を使用している場合は、危険予測実技において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させることができる。

第２　講習実施上の留意事項

１　講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

２　講習の申請に当たっては、本人であることを確認するとともに、運転免許試験に合格していることを確認すること。

３　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。この場合において、受託者は準中型車講習受講者名簿の副本を作成し、実施日から１年間保管すること。

４　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

５　受講者の運転技量に応じた講習に留意すること。

６　講習中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

７　次のいずれかの場合は、自動車による講習を行わないこと。

(1)　降雨、降雪等のため通行止め又は 50 キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている場合

(2)　交通事故の発生による交通規制、交通渋滞等により、安全かつ円滑な講習を行うことができないと認められる場合

(3)　高速道路に入るまでの講習において、受講者が極度に緊張していたり、講習車両に異常が認められたりする場合

(4)　その他高速道路での講習が安全かつ円滑に行われないと認められる場合

別表　（別記第４の２関係）

準中型車講習表

1　準中型自動車を使用した講習

事項	方式	講習科目	講習細目	時間
危険を予測した運転	実技	1　貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	60 分
		2　危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	60 分
	討議	3　危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	60 分
悪条件下で運転	実技	4　夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	60 分
		5　悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	

講習時間合計	240 分

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2　普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

事項	方式	講 習 科 目	講 習 細 目	時間
危険を予測した運転	実技	1　危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	60 分
	討議	2　危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	60 分
高速道路での運転	講義	3　高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	60 分
	実技	4　高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	60 分
講習時間合計				240 分

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別記第５（第４関係）

普通車講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は、受託者の施設等において行うこと。

２　講習に使用する車両等

講習は、受託者が所有する専ら人を運搬する構造の普通自動車（以下「普通車の乗用車」という。）又は運転シミュレーター（高速道路での運転に必要な技能講習について実車走行に代えて使用することができる。）を使用すること。この場合において、運転することができる自動車等の種類を普通車の乗用車に限定し、かつ、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、特定後写鏡等を車室内において使用すること。

３　車両等を用いた講習の講習人員

⑴　普通車の乗用車を用いた講習は、指導員１人に対して受講者３人以下とすること。

⑵　特定後写鏡等条件が付される者に対する普通車講習表（別表）危険を予測した運転の部実技の項の講習（以下６において「危険予測実技講習」という。）にあっては、指導員１人に対して受講者１人の単独講習を実施することとし、実車講習を踏まえて行われる討議の項の講習にあっては、指導員１人による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡条件が付される複数の受講者相互に意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施することができる。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第 38 条第４項に規定する事項について、普通車講習表により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

６　その他

特定後写鏡条件が付される者が補聴器を使用している場合は、危険予測実技講習において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させることができる。

第２　講習実施上の留意事項

１　講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

２　講習の申請に当たっては、本人であることを確認するとともに、運転免許試験に合格し

ていることを確認すること。

3　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。この場合において、受託者は普通車講習受講者名簿の副本を作成し、実施日から１年間保管すること。

4　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

5　受講者の運転技量に応じた講習に留意すること。

6　講習中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

7　次のいずれかの場合は、高速道路での自動車による講習を行わないこと。

(1)　降雨、降雪等のため通行止め又は 50 キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている場合

(2)　交通事故の発生による交通規制、交通渋滞等により、安全かつ円滑な講習を行うことができないと認められる場合

(3)　高速道路に入るまでの講習において、受講者が極度に緊張し、又は講習車両に異常が認められた場合

(4)　その他高速道路での講習が安全かつ円滑に行われないと認められる場合

別表　（別記第５関係）

普通車講習表

事項	方式	講習科目	講習細目	講習時間
危険を予測した運転	実技	1　危険を予測した運転	(1) 危険場面のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動	60 分
	討議	2　危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	60 分
高速道路での運転	講義	3　高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路の利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	60 分
	実技	4　高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	60 分
講習時間合計				240 分

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別記第６（第４関係）

大型二輪車講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は、受託者の施設において行うこと。

２　講習に使用する車両

講習は、受託者が所有する大型自動二輪車（ＡＴ限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量 0.600 リットル以上 0.650 リットル以下、限定なし大型二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量 0.700 リットル以上のもの）を使用すること。

３　車両を用いた講習の講習人員

車両を用いた講習は、指導員１人に対して受講者３人以下とすること。

４　講習科目及び細目等

講習は、規則第 38 条第５項に規定する事項について、大型二輪車講習及び普通二輪車講習表（別表）により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習実施上の留意事項

１　講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

２　講習の申請に当たっては、本人であることを確認するとともに、運転免許試験を合格していることを確認すること。

３　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。この場合において、受託者は大型二輪車講習受講者名簿の副本を作成し、実施日から１年間保管すること。

４　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

５　受講者の運転技量に応じた講習に留意すること。

６　降雨、降雪等の悪天候により予定していた講習を行うことが困難とみとめられる場合は、後日講習日を指定して受講させること。

７　講習中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

別表　（別記第６・第７関係）

大型二輪車講習及び普通二輪車講習表

方式	講習科目	講習細目	講習時間
実技	危険を予測した運転（シミュレーターにより実施）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	60分
討議・講義	危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	60分
	二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法改正の内容 (2) 二人乗りの運転特性	
実技・実車	ケース・スタディ（交差点）（実車走行又はシミュレーターにより実施）	特徴的事故の危険に対応した走行 ・直進する場合 ・右折する場合 ・左折する場合	60分
	交通の状況及び道路環境に応じた運転（実車走行により実施）	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	
講習時間合計			180分

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別記第７（第４関係）

普通二輪車講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は、受託者の施設において行うこと。

２　講習に使用する車両

講習は、受託者が所有する普通自動二輪車（小型限定普通自動二輪車免許を受けようとする者に対しては総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通自動二輪車免許を受けようとする者に対しては総排気量0.300リットル以上のもの）を使用すること。

３　車両を用いた講習の講習人員

車両を用いた講習は、指導員１人に対して受講者３人以下とすること。

４　講習科目及び細目等

講習は、規則第38条第５項に規定する事項について、大型二輪車講習及び普通二輪車講習表（別記第６別表）により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習実施上の留意事項

１　講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

２　講習の申請に当たっては、本人であることを確認するとともに、運転免許試験を合格していることを確認すること。

３　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。この場合において、受託者は普通二輪車講習受講者名簿の副本を作成し、実施日から１年間保管すること。

４　講習の開始前に交通事故等の防止について、必要な指示を行うこと。

５　受講者の運転技量に応じた講習に留意すること。

６　降雨、降雪等の悪天候により予定していた講習を行うことが困難と認められる場合は、後日講習日を指定して受講させること。

７　講習中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報

告し、事後の指示を受けること。

別記第８（第４関係）

原付講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習場所は、原則として埼玉県警察運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）原付安全技能講習専用コースとすること。

２　講習に使用する車両

講習は、受託者が所有するスクータータイプの原動機付自転車を使用し、原則として受講者１人に１台とすること。

３　指導員及び講習人員

講習人員は、受講者 10 人を１単位として、指導員３人とすること。

４　講習科目及び細目等

講習は、規則第 38 条第６項に規定する事項について、原付講習表（別表）により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習実施上の留意事項

(1)　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

(2)　受講者の運転技量に応じた講習に留意すること。

(3)　講習中に事故が発生したときは、応急の処置を講じた上で、速やかに運転免許課長へ報告すること。

第３　講習修了証明書の交付

講習が終了したときは、規則別記様式第 22 の 10 の４の原付講習終了証明書を交付すること。ただし、原動機付自転車免許に係る運転免許試験の合格者が原付講習を受講した場合は、原付講習終了証明書の交付を省略するものとする。

別表　（別記第８関係）

原付講習表

講　習　科目	講　習　細　目	講習時間
	受　付 (1) 集合時間の告知 (2) グループ編成	10 分
	開　講 (1) 開講のあいさつ (2) 講師の自己紹介 (3) 講習実施上の諸注意 (4) 準備体操 (5) ヘルメットの着用方法	10 分
1　基本操作	正しい手順及び正確な操作 (1) 装置の名称と取扱い (2) 運転姿勢 (3) アクセルとブレーキ (4) スタンドのたて方とおろし方	10 分
2　基本走行	バランスとスムーズな走行 (1) 発進と停止 (2) スピードの調節 (3) ８の字走行 (4) カーブ走行 (5) 徐行 (6) 狭路での安全走行 (7) 視点、視野範囲	110 分

3　応用走行	法規走行及び安全運転 (1) 合図と安全確認 (2) 進路変更 (3) 交差点での安全走行 (4) 交差点の優先順位 (5) 危険予知、危険回避	
4　安全運転の知識	(1) 運転適性検査 (2) 視聴覚教養	30 分
	閉　講 (1) 閉講のことば (2) 原付講習終了証明書の交付	10 分
講　習　時　間　合　計		180 分

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別記第９（第４関係）

旅客車講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は、受託者の施設等において行うこと。

２　講習に使用する車両等

(1)　大型旅客車講習は、受託者が所有するバス型大型自動車及び運転シミュレーターを使用すること。ただし、悪条件下の運転に必要な技能講習については、普通自動車を使用することができる。

(2)　中型旅客車講習は、受託者が所有するバス型中型自動車及び運転シミュレーターを使用すること。ただし、悪条件下の運転に必要な技能講習については、普通自動車を使用することができる。

(3)　普通旅客車講習は、普通自動車及び運転シミュレーターを使用すること。

３　車両等を用いた講習は指導員１人に対して受講者１人とし、それ以外の講習は指導員１人に対して受講者３人以下とする。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第 38 条第７項に規定する事項について、旅客車講習表（別表）により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習の実施上の留意事項

１　講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

２　講習の申請に当たっては、本人であることを確認するとともに、運転免許試験を合格していることを確認すること。

３　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。この場合において、受託者は旅客車講習受講者名簿の副本を作成し、実施日から１年間保管すること。

４　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

５　受講者の運転技量に応じた講習に留意すること。

6　自動車の運転又は運転シミュレーターの使用による講習時間は、１日に３時間を超えないこと。

7　講習項目４「悪条件下での運転」において、場内コース又は道路において凍結の状態にある路面での自動車の走行を行うこととされているが、これを道路において行う場合は、安全が確保されている場合に限ること。

8　降雨、降雪等の悪天候により予定していた講習を行うことが困難であると認められる場合は、後日講習日を指定して受講させること。

9　講習中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

別表　（別記第９関係）

旅客車講習表

	方式	講　習　科　目	講　習　細　目	講習時間
危険を予測した運転	実技	1　危険を予測した運転	(1)　危険要因のとらえ方 (2)　起こりうる危険の予測 (3)　危険の少ない運転行動の選び方	120 分
	討議	2　危険予測ディスカッション	(1)　危険予測の重要性 (2)　走行中の危険場面 (3)　起こり得る危険の予測 (4)　より危険の少ない運転行動	60 分
夜間の運転	実技	3　夜間の運転	(1)　夜間における運転視界の確保の仕 方 (2)　夜間における道路交通に係る情報	60 分
悪条件下での運転	実技	4　悪条件下の運転	(1)　積雪、凍結道路の運転の仕方 (2)　濃霧、吹雪、砂じん等での視界不良 の場合の運転の仕方 (3)　豪雨、強風下での運転の仕方 (4)　道路冠水の場合の措置	60 分
身体障害者等への対応	実習	5　身体障害者等への対応	(1)　子供、高齢者の行動特性を理解した 運転行動と対応 ・　児童・幼児の保護 ・　高齢者の保護 ・　子供や高齢者が事故に遭いやすい 場所における保護 ・　高齢者等の乗降時等の対応 (2)　身体障害者の行動特性を理解した	60 分
	講　習　時　間　合　計			360 分

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別記第10（第４関係）

応急救護処置講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は、受託者の施設において行うこと。

２　講習に使用する訓練用模擬人体装置

(1)　次の免許の種類により使用すること。

ア　普通自動車免許（第二種免許を除く。）、大型二輪免許又は普通二輪免許を取得しようとする者に対する応急救護処置講習（以下「第一種免許に係る応急救護処置講習」という。）については、受講者４人に対して、訓練用全身模擬人体装置２台を使用し、又は訓練用全身模擬人体装置１台及び訓練用半身模擬人体装置１台を使用するものとする。

イ　大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得しようとする者に対する応急救護処置講習（以下「第二種免許に係る応急救護処置講習」という。）については、受講者４人に対して、訓練用全身模擬人体装置２台及び訓練用乳児模擬人体装置１台を使用し、又は訓練用全身模擬人体装置１台、訓練用半身模擬人体装置１台及び訓練用乳児模擬人体装置１台を使用するものとする。

(2)　講習に使用する模擬人体装置は、第一種免許に係る応急救護処置講習については第一種応急救護処置講習表（別表第１）に、第二種免許に係る応急救護処置講習については第二種応急救護処置講習表（別表第２）に対応したものであり、かつ、次に掲げる基準を全て満たさなければならないものとする。

ア　訓練用全身模擬人体装置

気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージの手順を訓練することができ、かつ、次の機能をすべて有するものであること。

(ｱ)　気道確保

a　頭部後屈顎先挙上法の実施が可能であること。

b　気道を確保した状態が視覚的若しくは聴覚的に認知できること又は気道を確保した状態でなければ人工呼吸が実施できない構造であること。

(ｲ)　人工呼吸

a　呼気量の過不足を視覚的又は聴覚的に表示できること。

b　呼気が逆流しない構造であること。

c　フェイスマスク、１方向弁付きフェイスシールドを使用するなど感染予防対策が講じられていること。

(ｳ)　心臓マッサージ

圧迫の位置及び圧迫の強さの適否を視覚的又は聴覚的に表示できること。

イ　訓練用半身模擬人体装置

気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージの手順を訓練することができる機能を有するものであること。

３　訓練用模擬人体装置を用いた講習の講習人員

実技においては、原則として受講者４人以内のグループを編成して実施する。この場合において、指導員１人が指導できる受講者は 10 人以下とすること。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第 38 条第８項に規定する事項について、次に掲げる運転免許の種類ごとにそれぞれ定めるところにより行うこと。

(1)　第一種免許に係る応急救護処置講習は、第一種応急救護処置講習表により行うこと。

(2)　第二種免許に係る応急救護処置講習は、第二種応急救護処置講習表により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習実施上の留意事項

１　講習は、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

２　講習の申請に当たっては、本人であることを確認するとともに、運転免許試験を合格していることを確認すること。

３　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。この場合において、受託者は応急救護処置講習受講者名簿の副本を作成し、実施日から１年間保管すること。

４　心肺蘇生法の実技講習に従事する指導員は、感染予防対策に万全を期すよう留意して講習を行うこと。

５　講習中に事故等が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に

報告し、事後の指示を受けること。

別表第１　（別記第10関係）

第一種応急救護処置講習表

方式	講 習 科 目	講 習 細 目	講習時間
講義	１　応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	60 分
	２　実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の連絡 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	
	３　救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急診療体制 (3) 交通事故による負傷	
	４　応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア　胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ　気道確保 ウ　人工呼吸 (5) ＡＥＤを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	
実技	５　応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	120 分
	６　応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察(意識) (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察(呼吸) (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸 (8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環） (9) 気道異物除去 (10) 止血法	
	７　まとめ	(1) 生命の大切さ (2) 訓練の継続と実行	

講　　習　　時　　間　　合　　計	180 分

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第２　（別記第 10 関係）

第二種応急救護処置講習表

方式	講　習　科　目	講　習　細　目	講習時間
講義	１　応急救護処置とは	(1)　応急救護処置の意義 (2)　応急救護処置の目的 (3)　応急救護処置の必要性 (4)　応急救護処置の内容	60 分
	２　実施上の留意事項	(1)　適切な実施場所の選定 (2)　事故発生時の連絡 (3)　感染対策 (4)　その他の留意事項	
	３　救急体制	(1)　救急活動体制 (2)　救急診療体制 (3)　交通事故による負傷の特徴	
	４　具体的な実施要領	(1)　傷病者の観察 (2)　傷病者の移動 (3)　体位管理 (4)　心肺蘇生法 (5)　ＡＥＤを用いた除細動 (6)　気道異物除去 (7)　止血法 (8)　包帯法 (9)　固定法	
	５　各種傷病者に対する　対応	(1)　各種外傷に対する対応 (2)　熱傷に対する対応 (3)　各種症状に対する対応 (4)　中毒に対する対応	60 分
	６　まとめ	訓練の継続と実行の大切さ	

実 技	7　傷病者の観察・移動	(1)　傷病者の観察 (2)　車内から車外に運び出す場合 (3)　路上に倒れている人を運ぶ場合	
	8　体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	
	9　心肺蘇生法	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	120 分
	10　気道異物除去	(1)　腹部突き上げ法 (2)　背部叩打法	
	11　止血法	(1)　出血の観察 (2)　傷口の圧迫 (3)　包帯等の利用 (4)　頭部、顔面の止血 (5)　効果的な止血法	
	12　包帯法	(1)　頭部の場合 (2)　体幹部位の場合 (3)　上肢・下肢の場合	60 分
	13　固定法		
講　習　時　間　合　計			360 分

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別記第 11（第４関係）

初心運転者講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習の実施区分

講習は、法第 108 条の２第１項第 10 号の規定に基づき、準中型免許講習、普通免許講習、大型二輪免許講習、普通二輪免許講習及び原付免許講習の区分により行うこと。

２　講習時間

講習時間は、準中型免許講習、普通免許講習、大型二輪免許講習及び普通二輪免許講習については７時間、原付免許講習については４時間とすること。

３　講習人員

講習人員は、６人以上 15 人以下とすること。ただし、車両を用いた講習は、指導員１人に対して受講者３人以下とすること。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第 38 条第 10 項に規定する事項について、初心運転者講習表（別表）により行うこと。

５　講習実施場所

講習は、指定講習機関の施設において行うこと。

第２　講習日及び講習場所

１　講習日及び講習場所の指定

基準該当初心運転者には、講習日及び講習場所を指定して講習の通知を行うこと。

２　講習日及び講習場所の変更

講習通知を受け取った基準該当初心運転者から、講習日又は講習場所の変更の申出があった場合は、速やかに変更の手続をとること。

第３　講習の受付等

講習の受付等は、次により行わせること。

(1)　細則別記様式第 24 の講習申請書を受理する際は、講習受講期間内の者であることを確認する。この場合において、規則別記様式第 22 の 11 の初心運転者講習通知書（以下「初心運転者講習通知書」という。）の日付等から講習受講期間外の者である疑いがあるものについては、運転免許課長に受講資格を確認する。

(2)　受講者が、運転免許の効力の停止処分中の対象者でないことを確認し、行政処分中の者であることが判明した場合は、行政処分の終了後に受講するよう教示する。

(3)　初心運転者講習通知書及び運転免許証等により、受講者本人であることを確認する。

(4)　受講者が、公安委員会から初心運転者講習通知書を受けたものであるときは、細則別記様式第25の初心運転者講習通知手数料納入書（以下「初心運転者講習通知手数料納入書」という。）の提出を受けて預かり、講習終了の都度、運転免許課長に提出する。

第４　講習実施上の留意事項

講習の実施に当たっては、次のことに留意させること。

(1)　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行う。

(2)　運転操作の未熟等により、路上での講習が不適当と認められる受講者については、管理者の了解の上、路上における講習を省略することができる。この場合、管理者は、速やかに運転免許課長に報告する。

(3)　講習中に交通事故が発生したときは、速やかにその状況を運転免許課長に報告し、事後の指示を受ける。

第５　初心運転者講習済登録

講習の終了者について、速やかに初心運転者講習済登録を実施すること。

別表　（別記第11関係）

初心運転者講習表

<table>
<tr><th rowspan="2">講　習　科　目</th><th rowspan="2">講　　習　　細　　目</th><th colspan="2">講　習　時　間</th></tr>
<tr><th>準中型
普　　通
大型二輪
普通二輪</th><th>原　　付</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1　安全運転意識の向上</td><td>(1) 安全運転意識の改善の必要性</td><td rowspan="2">60 分</td><td rowspan="2">30 分</td></tr>
<tr><td>(2) 運転適性検査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　場内コースにおける運転演習</td><td>(1) 運転技能の補正</td><td rowspan="2">60 分</td><td rowspan="2">50 分</td></tr>
<tr><td>(2) 危険予測・判断の実地訓練</td></tr>
<tr><td rowspan="5">3　路上における運転演習</td><td>(1) 運転行動の観察</td><td rowspan="3">120 分</td><td rowspan="3">40 分</td></tr>
<tr><td>(2) 他の交通に対する配慮</td></tr>
<tr><td>(3) 路上運転についての話し合い</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>原　付　特　別　訓　練
(場内コース)</td><td></td><td>(40 分)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　危険予測訓練</td><td>(1) 危険予測ディスカッション</td><td rowspan="2">120 分</td><td rowspan="2">80 分</td></tr>
<tr><td>(2) 危険予測・判断能力の向上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">5　新たな心構え</td><td>(1) 効果測定</td><td rowspan="3">60 分</td><td rowspan="3">40 分</td></tr>
<tr><td>(2) 新たな心構えの確立</td></tr>
<tr><td>(3) 総合講評</td></tr>
<tr><td colspan="2">講　　習　　時　　間　　合　　計</td><td>420 分</td><td>240 分</td></tr>
</table>

別記第12（第４関係）

更新時講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習実施方法

講習は、次のいずれかの方法により受講できるようにすること。

(1)　対面講習

講習指導員が、運転免許センター、警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設において定時集合方式により受講者の対面で実施する講習

(2)　オンライン講習（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第43条第１項の表）

規則第38条第11項第３号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行う講習

２　対面講習の実施の留意事項

(1)　講習の実施区分及び受講対象者（高齢者講習受講対象者を除く。）

ア　優良運転者講習

更新日等までに継続して運転免許（仮免許を除く。）を受けている期間が５年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為（法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で令別表第２の１の表の上欄に掲げるものをいう。）又は令別表第４若しくは別表第５に掲げる行為（以下「違反行為等」という。）をしなかったものに行う。

(ｱ)　法第101条第６項の規定により運転免許証等の更新を受けようとする者

更新前の運転免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日前５年間

(ｲ)　法第101条の２第４項の規定により運転免許証等の更新を受けようとする者

同条第３項の規定による適正検査を受けた日前５年間（特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前５年間）

(ｳ)　特別失効者（法第95条の６第１項の表の備考一のイ(4)）に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けようとする者

当該効力を失った免許に係る運転免許証等を更新前の運転免許証等とした場合に

おける特定誕生日の 40 日前の日前５年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間

(ｴ)　特別取消処分者(法 95 条の６第１項の表備考一のイ(4)）に該当する者として当該取り消された運転免許の次の運転免許を受けようとする者

当該次の免許に係る適性試験を受けた日前５年間（当該日が取り消された免許に係る運転免許証等を更新前の運転免許証等とした場合における特定誕生日の 40 日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の 40 日前の日前５年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間）

イ　一般運転者講習

次のいずれかに該当する者に行う。

(ｱ)　更新日等までに継続して運転免許（仮免許を除く。)を受けている期間が５年以上である者で、前記(1)アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第 102 条の２に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）１回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第 72 条第１項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）

(ｲ)　特別特定失効者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号。以下「国家公安委員会規則」という。）第５条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）で一般運転者講習の受講を申し出るもの

(ｳ)　特別特定失効者として受けた運転免許に係る運転免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の 40 日前の日前５年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為１回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

ウ　違反運転者講習

前記(1)アからエまでに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間又は特定失効者（前記(1)ウの者を除く。)で、失効した運転免許に係る運転免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の 40 日前の日前５年間において、違反行為

等をしたことがあるもの（軽微違反行為１回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）に行う。

エ　初回更新者講習

更新日等までに継続して運転免許（仮免許を除く。）を受けている期間が５年未満である者（前記(2)ウの者を除く。）で、前記(1)アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間又は特定失効者（特別失効者及び特別特定失効者を除く。）で、失効した免許に係る運転免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日 40 日前の日前５年間において、違反行為等したことがないもの又は軽微違反１回のほか違反行為等をしたことがないもの

３　学級編成

(1)　学級編成の基本

学級編成は、次表に掲げる区分に応じて実施するよう努めるものとする。

区分	受講者
二輪運転者学級	65 歳未満で、主として二輪車（原動機付自転車を含む。）を運転している者
若者運転者学級	25 歳未満で、主として四輪車を運転している者
高齢運転者学級	65 歳以上 70 歳未満の運転者
一般運転者学級	免許種別、年齢等の区別によらない運転者

(2)　学級別人員

１学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。

(3)　合同講習の編成

優良運転者講習及び一般運転者講習並びに違反運転者講習及び初回更新者講習はそれぞれ合同編成して行うことができる。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第 38 第 11 項に規定する事項について、更新時講習表（別表）により行う

こと。

5　配布資料

各講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習実施上の留意事項

1　運転免許センターにおいて行う講習

(1)　講習の受付

ア　更新者の講習の受付は、運転免許証の更新手続を終了した受講対象者から順次行うこと。

イ　講習の受付に際して更新時講習受講票、特定失効者・特定取消処分者用講習受講票又は経由地講習受講票（以下「講習受講票」という。）、運転免許証等により、受講者本人であること及び講習区分を確認すること。

ウ　受講者の講習室への案内は、講習受講票記載の講習区分に従い行うこと。

(2)　講習受講票の取扱い

ア　優良運転者講習

(ｱ)　講習受講票は、講習指導員が講習室において回収し、講習終了時に講習受講済印を押印すること。

(ｲ)　講習終了後、講習受講票を受講者に交付し、運転免許証交付場所を教示すること。

イ　一般運転者講習

(ｱ)　講習受講票は、講習指導員が講習室において回収し、講習終了時に講習受講済印を押印すること。

(ｲ)　講習終了後、講習受講票を受講者に交付し、運転免許証交付場所を教示すること。

ウ　違反運転者講習

(ｱ)　講習受講票は、講習指導員が講習室において回収し、運転免許作成室に送付すること。

(ｲ)　講習終了後、運転免許作成室から回送された講習受講票に講習済印を押印すること。

エ　初回更新者講習

(ｱ)　講習受講票は、講習指導員が講習室において回収し、運転免許作成室に送付すること。

(ｲ)　講習終了後、運転免許作成室から回送された講習受講票に講習済印を押印すること。

オ　経由申請者に対する講習

(ｱ)　講習受講票は、講習指導員が講習場所において回収し、講習終了時に講習受講済印を押印すること。

(ｲ)　講習終了後、講習受講票を受講者に交付すること。

(3)　講習終了後の処理

回収した講習受講票は、講習実施日ごとに別々に取りまとめ、運転免許課長に送付すること。

2　運転免許センター以外の場所において行う講習

(1)　講習の受付

ア　講習の受付は、運転免許証の更新手続を終了した受講対象者から順次行うこと。

イ　講習の受付に際して、講習受講票、運転免許証等により、受講者本人であること及び講習区分を確認すること。

(2)　講習受講票の取扱い

講習終了後、講習受講票は、講習指導員が講習場所において回収するとともに、講習受講済印を押印の上受講者に交付すること。

(3)　講習終了後の処理

回収した講習受講票は、講習実施日及び講習区分ごとに取りまとめ、運転免許課長に送付すること。

別表　（別記第12関係）

更新時講習表

1　優良運転者講習

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間
	開講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	30分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 県内の交通事故の特徴	
2　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 無事故無違反の奨励 (3) シートベルト、ヘルメット等の着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	
3　安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識	
講　習　時　間　合　計		30分

２　一般運転者講習

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間
	開講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	10 分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 県内の交通事故の特徴	
2　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメット等の着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10 分
3　安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等	20 分
4　運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	20 分
講　習　時　間　合　計		60 分

3　優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間	
		優良	一般
	開講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	30 分	30 分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 県内の交通事故の特徴		
2　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメット等の着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		
3　安全運転の知識①	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) まとめ		
4　安全運転の知識②	(1) 危険予測と回避方法等	－	30 分
5　運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ		
講　習　時　間　合　計		30 分	60 分

4　違反運転者講習（違反運転者と初回更新者講習の合同講習）

(1) 二輪運転者学級

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間
	開講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	10 分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 県内の交通事故の特徴 (3) 二輪運転者の交通事故の特徴	
2　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10 分
3　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40 分
4　運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60 分
講　習　時　間　合　計		120 分

（注）　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

(2) 若者運転者学級

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間
	開講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 県内の交通事故発生状況 (3) 若者運転者の交通事故の特徴	10 分
2　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10 分
3　安全運転の知識と事故防止のポイント	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40 分
4　運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60 分
講　　習　　時　　間　　合　　計		120 分

（注）　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

(3) 高齢運転者学級

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間
	開講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	10 分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 県内の交通事故発生状況 (3) 高齢運転者の交通事故の特徴	
2　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10 分
3　安全運転の知識と事故防止のポイント	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等 (4) 高齢者の運転特性	40 分
4　運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60 分
講　習　時　間　合　計		120 分

（注）　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

(4) 一般運転者学級

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間
	開講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	10 分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 県内の交通事故発生状況	
2　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメット等の着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10 分
3　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40 分
4　運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60 分
講　　習　　時　　間　　合　　計		120 分

（注）　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

5　初回更新者講習

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間
	開講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	10 分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 県内の交通事故の特徴	
2　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメット等の着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10 分
3　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法	40 分
4　運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60 分
講　　習　　時　　間　　合　　計		120 分

（注）　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別記第13（第４関係）

高齢者講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は受託者の施設内のコース等において行うこと。

２　講習に使用する車両及び器材

(1)　車両

補助ブレーキ等の装置を装備した普通自動車を使用することとし、受講者の車両の持込みについては、次に掲げる事項に留意すること。

なお、車両運転による講習中は、「講習中」の標識を車両に掲示すること。

ア　受講者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこと。ただし、受講者からの申し出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えない。

イ　車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

(2)　実車の運転に支障がある場合

受講者の体調、降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターでの代替措置をとるなどし、できる限り受講者に運転操作の指導を行うことができるよう努めること。

(3)　運転適性検査器材

受託者が所有する次の運転適性検査器材を使用すること。

ア　動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ　夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ　水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

3　学級編成

(1)　１学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成することとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、１グループ５人以内とすること。

なお、実車による指導は、受講者１人当たりの実車による指導時間を少なくともおおむね 20 分間確保すること。

(2)　１学級につき高齢者講習指導員１人を配置することとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、１グループにつき高齢者講習指導員１人以上で担当すること。

なお、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、高齢者講習指導員１人に対して受講者５人までとすること。

4　講習内容

講習時間は、２時間（法第 71 条の５第３項の普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者に対する講習にあっては１時間）とし、高齢者講習表（別表）により行うこと。

5　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習実施上の留意事項

1　講習の受付に当たっては、高齢者講習通知書、運転免許証等により、本人であること及び更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上であることを確認すること。

2　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。

3　受講者の立場に配意した対応に努めるとともに、緊張を和らげる配意をすること。

4　講習の開始前に、交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

5　講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、高齢者の交通事故の特徴及び防止策、道路交通法令等について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うこと。

6　動体視力検査器、夜間視力検査器、視野検査器等による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。

7　実車による指導は、次に掲げる事項に留意し、慣らし走行を含め、受講者１人当たり少

なくともおおむね 20 分間行うこと。

また、受講者１人当たりの走行時間（慣らし走行を除く。）がおおむね 10 分間以上となるよう、1,200 メートル以上（慣らし走行を除く。）走行させて行うこと。

(1)　課題は、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施して差し支えない。

また、各課題は、運転評価票（高齢者講習用）（別記様式）を用いて、その履行状況を客観的に評価すること。

(2)　課題の実施前に、受講者に対し、その実施方法等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法及び適切な運転方法について理解させること。

(3)　課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

(4)　順番待ちの時間を活用した映像教養等

順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下、危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、運転適性検査器材による検査又は当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

８　講習中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

別表（別記第 13 関係）

高齢者講習表

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1　講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。	
		(2) 高齢者の交通事故の実態	高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。	
		(3) 高齢者支援制度等の紹介	申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。	30分
		(2) 交通事故の悲惨さ	交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。	
		(3) シートベルト等の着用	後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。	
		(2) 危険予測と回避方法等	高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。	
		(3) 改正された道路交通法令	受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2　運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
3　実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。	
		(2) ならし走行	原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。	
		(3) 課題	コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。	1時間
		(4) 安全指導	適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	
（注）　1　講習時間は２時間 （普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は３以外の受講とし、講習時間は１時間） 2　1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 3　1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 4　2の検査結果に基づく指導を1の講義の時間に行うことも可能とする。その場合には、当該指導を1の「安全運転の知識(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法」の一部として行うこととする。				

別記様式（別記第 13 関係）

（表）

運転評価票（高齢者講習用）

評価日 年　月　日	受講者	指導員

実施回数 1回目	実施回数 2回目	課題	不履行の評価項目	1回目	2回目
		指示速度による走行	課題速度不履行		
		一時停止	一時不停止（小）		
			一時不停止（大）		
		右折	脱輪		
			右側通行（小）		
			右側通行（大）		
		左折	脱輪		
			右側通行（小）		
			右側通行（大）		
		信号通過	信号無視（小）		
			信号無視（大）		
		段差乗り上げ	乗り上げ不適		
補助ブレーキ等					

□　時間超過　　□　指示違反　　□　事故

□　実車による指導の中止

□　普通自動車を運転することができる第二種免許保有

（メモ）

（裏）

フリガナ		
氏　名		
生年月日	大正 昭和	年　　月　　日（　　歳）

日ごろ車を運転していますか	□　最近３年ぐらい（前回の免許証更新時以降）は運転をしていない □　最近３年ぐらい（前回の免許証更新時以降）の間に運転をしている □　分からない

《車を運転する前の事前説明》

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な走行を行ってください。

1　走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス１０キロメートル毎時以内で走行してください。

2　一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してください。ブレーキペダルを踏むだけではなく、車を完全に停止させる必要があります。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。

3　右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうことのないようにしてください。

4　信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。

5　段差乗り上げは、アクセルペダルを踏んで段差に乗り上げた後、すぐにブレーキペダルに踏み換えて停止していただく課題です。

段差乗り上げの際には、段差に乗り上げたらすぐにブレーキペダルを踏んで停止してください。

6　他の車などに衝突の危険がある場合には、指導員が補助ブレーキを踏むことなどがあります。

そのような交通事故の危険が発生しないよう、課題を走行するときだけでなく、全体を通して安全運転を心がけてください。

別記第14（第４関係）

運転技能検査実施基準

第１　検査の実施方法

１　検査場所

検査は受託者の施設内のコース等において行うこと。

２　検査に使用する車両及び器材

(1)　車両

補助ブレーキ等の装置を装備した普通自動車を使用することとし、受講者の車両の持込みについては、次に掲げる事項に留意すること。

なお、検査に用いる普通自動車には、検査中である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示するものとするが、当該標識は高齢者講習中の車両に掲示する標識と同じものでも差し支えない。

ア　受検者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこと。ただし、受検者からの申し出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受検者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えない。

イ　車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

(2)　録画装置等

検査の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備すること。

(3)　映像再生器材

録画した映像を適宜確認等できるよう、所要の映像再生器材を整備すること。

３　検査実施方法

(1)　実施方法については、適正な人数で編成された５人以内のグループで行う方法又は受検者ごとに個別に実施する方法のいずれかで実施すること。

また、高齢者講習における実車による指導と合同で行っても差し支えない。

(2)　運転技能検査は、原則として受検者が受講できる高齢者講習と同一日に実施すること。

第２　検査実施上の留意事項

１　検査の受付に当たっては、高齢者講習通知書、運転免許証等により、本人であること、更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上の者であること及び運転技能検査を受検する必要があることを確認すること。

２　検査の受付の際には、検査申請書を受理し、検査終了の都度、運転免許課長に提出すること。

３　受検者は、一般的に検査を受けることに不慣れであり、日常使用している車両とは異なる車両で受検することを念頭に置き、検査中はもちろん受付時から検査終了時まで、受検者の心情及び体調に配意した対応に努めること。

４　検査の開始前に、検査中の交通事故防止について、必要な指示を行うこと。

５　コース設定

コースは、各課題が適切に実施でき、かつ、受検者の１人当たりの走行時間（慣らし走行を除く。）がおおむね 10 分間以上となるよう、走行距離（慣らし走行を除く。）を 1,200 メートル以上に設定すること。

６　検査の実施

検査は、次に掲げる事項について留意の上、慣らし走行を含め、受検者１人当たり少なくともおおむね 20 分間行うこと。

(1)　事前説明

課題の実施前に、受検者に対し、その実施方法及び採点に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

(2)　慣らし走行

受検者ごとに、おおむね 300 メートルの慣らし走行を行うこと。

また、慣らし走行から課題走行への移行は、特段の事情がない限り、降車させずに行うこと。

(3)　課題走行

課題は、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施して差し支えない。

(4)　採点

各課題の不履行及び走行中の危険を回避するため、検査員が、ハンドル・ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、減点式採点法により客観的かつ厳正に採点を行うこと。

また、採点は、慣らし走行が終了した時点から、コース等における走行を終えて車両を停止した時点までの間について行うこととし、運転評価票（運転技能検査用）（別記様式）を用いて、100 点からの減点式採点法により行うこと。

(5)　走行順路を誤った場合の措置

検査において走行順路を誤った場合は、直近の幹線コース又は周回コースを前進う回して、正規の走行順路に復帰させること。この場合において、検査員が走行順路を誤って教示したため受検者が走行順路を誤った場合を除き、正規の走行順路に復帰するまでの間に、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル・ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、減点すること。

(6)　安全指導

課題終了後の安全指導については、受検者ごとに個別に行うこととし、減点した課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

7　公正性の確保

ドライブレコーダー、車内カメラ等の録画装置等（一定期間記録が保存され、当該検査後に映像及び音声を確実に確認できるものに限る。）により、受検者の動静、検査員の採点状況等に係る映像及び音声について記録し、検査の公正性を確保すること。

また、走行順路の教示、減点後の是正措置又は危険防止のための指示を除き、助言は行わないこと。

8　検査の中止

検査は、原則として、全ての課題が終了するまで続行するものとするが、受検者の成績が合格基準に達しないことが明らかになった場合において、検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるときは、検査を中止することができるものとする。

9　合格基準

検査の成績は、100 点を満点とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める得点となったものを合格とする。

(1)　大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は現に受けている者　80 点以上

(2)　(1)以外の者　70 点以上

10　検査中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

別記様式（別記第 14 関係）

（表）

運 転 評 価 票（運転技能検査用）

評価日 年　月　日	受検者	検査員	確認者

実施回数 1回目	実施回数 2回目	課題	減点等の項目	減点等の項目 1回目	減点等の項目 2回目	点数
	＼	指示速度による走行	課題速度不履行		＼	-10
		一時停止	一時不停止（小）			-10
			一時不停止（大）			-20
		右折	脱輪			-20
			右側通行（小）			
			右側通行（大）			-40
		左折	脱輪			-20
			右側通行（小）			
			右側通行（大）			-40
		信号通過	信号無視（小）			-10
			信号無視（大）			-40
	＼	段差乗り上げ	乗り上げ不適		＼	-20
補助ブレーキ等						-30
□　時間超過　□　指示違反　□　事故						-40

□　運転技能検査の中止

□　普通自動車を運転することができる第二種免許保有

点数	点

（メモ）

（裏）

フリガナ		
氏　名		
生年月日	大正 昭和	年　　月　　日（　　歳）

《車を運転する前の事前説明》

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な走行を行ってください。

1　走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス１０キロメートル毎時以内で走行してください。

2　一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してください。ブレーキペダルを踏むだけではなく、車を完全に停止させる必要があります。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。

3　右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうことのないようにしてください。

4　信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。

5　段差乗り上げは、アクセルペダルを踏んで段差に乗り上げた後、すぐにブレーキペダルに踏み換えて停止していただく課題です。

　段差乗り上げの際には、段差に乗り上げたらすぐにブレーキペダルを踏んで停止してください。

6　他の車などに衝突の危険がある場合には、検査員が補助ブレーキを踏むことなどがあります。

　そのような交通事故の危険が発生しないよう、課題を走行するときだけでなく、全体を通して安全運転を心がけてください。

別記第15（第４関係）

違反者講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は、受託者の施設及びその他の場所において行うこと。

２　講習の実施区分

講習は、国家公安委員会規則第６条に規定する運転者の資質向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）を体験させることを含む講習（以下「社会参加活動講習」という。）と社会参加活動を体験することを含まない講習（以下「実車講習」という。）とに区分して実施すること。

３　学級の区分及び編成

(1)　学級の区分

学級は、受講者の保有する運転免許種別に応じ、次により区分すること。

ア　四輪学級　普通免許、準中型免許、中型免許又は大型免許を保有する者

イ　二輪学級　原付免許、普通自動二輪免許又は大型自動二輪免許を保有する者

(2)　学級の編成

ア　１学級の人員は、原則として９人以下とする。

イ　運転適性指導については、１グループ３人以下とする。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第38条第13項に規定する事項について違反者講習表（別表）により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習の受付等

講習の受付等は、次により行わせること。

(1)　規則別記様式第22の11の２の違反者講習通知書（以下「違反者講習通知書」という。）、運転免許証等により、受講対象者本人であること及び運転免許証等の有効期間内であることを確認するとともに、通知書の発送日等から講習受講期間内であることを確認する。

(2)　受講者が公安委員会から違反者講習通知書を受けた者であるときは、細則別記様式第25の6の違反者講習通知手数料納入書（以下「違反者講習通知手数料納入書」という。）の提出を受けて預かり、講習終了の都度、運転免許課長に提出する。

第3　講習実施上の留意事項

1　講習は、交通事故を防止するために必要な法令知識、運転技能その他自動車等の安全運転に関する事項を受講者が総合的に理解し、かつ、実践するような実際的、具体的事項を内容とすること。

2　講習は、次に掲げる事項に留意し、効果的に行うこと。

(1)　受講者を違反者扱いしたり、又は威圧的な態度で処遇しない。

(2)　受講名を啓発し、教育することを信条とし、熱意を持って講習に従事する。

(3)　常に講習科目に関する研究に心掛け、講習内容の充実に努める。

(4)　受講者の様態別特性を理解し、講習内容の充実強化に努める。

3　講習の開始前に交通事故の防止について必要な指示を行うこと。

特に、二輪車（原動機付自転車を含む。）の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

4　講習中に事故が発生したときは、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

第4　講習の施設及び器材の整備基準

講習を実施する施設は、次の要件を満たしていなければならない。

1　施設及び器材

(1)　普通教場

ア　所要の受講者を収容できる面積を確保していること。

イ　プロジェクタ等の投影器材又は、テレビ及びＤＶＤプレーヤー等の視聴覚器材を備え付けていること。

(2)　機器検査室

次の運転適性検査器材を備え付けていること。

ア　視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材

イ　動態視力の変化を測定する動態視力検査器

ウ　夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

(3)　運転シミュレーター室

受講者数に応じて必要な数の四輪車用又は二輪車用の運転シミュレーターを整備するほか、原動機付自転車用の運転シミュレーターの整備に努めること。

2　実車講習路及び車両

(1)　実車講習路

公安委員会が指定した講習路とすること。

(2)　実車指導用車両

普通乗用自動車、普通自動二輪車及びスクータータイプの原動機付自転車について、それぞれの受講者数に対応できる台数を備え付けていること。

第５　保険契約の締結

次の保険契約を締結すること。

(1)　社会参加活動講習に係る保険締結

社会参加活動中における各種事故の発生に備えて、社会参加活動について保険契約を締結すること。

(2)　実車講習に係る保険

路上運転講習等における交通事故の発生に備えて、対人等の保険契約を締結すること。

第６　違反者講習済登録等

(1)　講習の終了者については、速やかに違反者講習済登録を実施すること。

(2)　令第 37 条の８第３項で規定するやむを得ない理由がなく、違反者講習通知を受けた日の翌日から起算して１月以内に講習を受けない者については、運転免許の行政処分に係る必要な手続に移行すること。

別表（別記第15関係）

違反者講習表

1　四輪学級

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間
	開　講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者の心得の説明	110分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	
2　交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状	
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任	
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント	
5　安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響	

6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 　ア　座席ベルトの装着 　イ　運転操作 　ウ　進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等での通行 　ア　夜間、トンネル 　イ　カーブ 　ウ　悪天候等 (10)高速道路の通行 　ア　高速走行の危険性 　イ　高速道路への出入り 　ウ　高速走行の方法 (11)二輪車に対する注意 　ア　二輪車の特性 　イ　二輪車事故の特徴 (12)事故と故障時の措置	
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		30 分

8　運転適性について の診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	40 分

○　社会参加活動を含む講習

9　社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	150 分
	考　査	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分

（注）1　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○　社会参加活動を含まない講習

9　運転適性について の診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	120 分
10　面接指導		30 分
	考　査	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分

（注）1　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」のいずれかを行う場合には「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」のいずれかを、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

２　二輪学級

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講習時間
	開　講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者心得の説明	110 分
１　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	
２　交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状	
３　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任	
４　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント	
５　安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性	

6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア　ドライビング・スペースとポジション イ　防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10)改造車の運転禁止	
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		30 分
8　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	40 分

○　社会参加活動を含む講習

9　社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	150 分
	考　査	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分

（注）1　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○　社会参加活動を含まない講習

9　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア　日常点検 イ　乗車姿勢 ウ　基本走行 (ｱ)　発進要領 (ｲ)　低速走行及び通常走行 (ｳ)　停止要領 エ　応用走行 (ｱ)　制動訓練 (ｲ)　コーナーリング訓練 (ｳ)　スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	120 分
10　面接指導		30 分
	考　査	30 分
講　習　時　間　合　計		360 分

(注) 1　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」のいずれかを行う場合には「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」のいずれかを、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

別記第16（第４関係）

若年運転者講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習の実施

講習は、法第108条の２第１項第14号の規定に基づいて、普通自動車免許に係る標準試験車と同等以上の普通自動車を使用して、運転適性指導員が行う。

２　講習時間

講習時間は９時間とし、原則として連続する２日間で行うものとするが、やむを得ず連続する２日間で実施することができない場合は、近接した日に第２日目を指定すること。

３　講習人員

講習人員は、１学級３人の編成を基準とする。

４　講習科目、細目等

講習は、規則第38条第14項に規定する事項について、若年運転者講習表（別表）により行うこと。

５　講習実施場所

講習は、指定講習機関の施設において行うこと。

第２　講習日及び講習場所

１　講習日及び講習場所の指定

基準該当若年運転者には、講習日及び講習場所を指定して講習の通知を行うこと。

２　講習日及び講習場所の変更

講習通知を受け取った基準該当若年運転者から、講習日又は講習場所の変更の申出があった場合は、速やかに変更の手続をとること。

第３　講習の受付等

講習の受付等は、次により行わせること。

(1)　細則別記様式第25の６の２の講習申請書を受理する際は、講習受講期間内の者であることを確認すること。この場合において、規則別記式第22の11の２の２の若年運転者講習通知書（以下「若年運転者講習通知書」という。）の日付等から講習受講期間外の者である疑いがあるものについては、運転免許課長に受講資格を確認すること。

(2)　受講者が、運転免許の効力の停止処分中の対象者でないことを確認し、行政処分中の

者であることが判明した場合は、行政処分の終了後に受講するよう教示すること。

(3)　若年運転者講習通知書及び運転免許証等により、受講者本人であることを確認すること。

(4)　受講者が、公安委員会から若年運転者講習通知書を受けた者であるときは、細則別記様式第25の６の３の若年運転者講習通知手数料納入書（以下「若年運転者講習通知手数料納入書」という。）の提出を受けて、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。

第４　講習実施上の留意事項

講習の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意させること。

(1)　講習の開始前に交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

(2)　講習中に交通事故が発生したときは、速やかにその状況を運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

第５　若年運転者講習終了登録

講習の終了者について、速やかに若年運転者講習終了登録を実施すること。

別表（別記第 16 関係）

若年運転者講習表

日	講習項目	講習内容	講習時間	
第一日	運転適性検査 （ペーパー検査）	(1) 開講 (2) 運転適性検査（73C 型）	60 分	300 分
	技能録画①（実車）	(1) 運転姿勢等の指導 (2) 実車、運転映像記録	60 分	
	性格と運転の概説（座学）	(1) 運転適性検査（73C 型）の結果を講習生に渡した上で指導・助言を行う。 (2) 運転適性検査の結果における長所・短所について説明し性格特徴が運転行動に表れる可能性があることを理解させる。	60 分	
	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①（座学）	(1) 運転適性検査（73C 型）の結果及び技能録画①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させる。 (2) 様々な心理的特性と運転行動の関係について講習指導員と意見交換を行う。	60 分	
	安全運転のための の指導①（実車）	(1) 運転適性検査、個別指導①結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点について、重点的に指導を行う。	60 分	

日	講習項目	講習内容	講習時間	
第二日	技能録画②（実車）	(1) 講習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	60分	240分
	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②（座学）	(1) 各講習生の技能録画②で録画した映像をもとに、運転適性検査（73C 型）の結果と併せて運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	60分	
	安全運転のための指導②（実車）	(1) 講習指導員が同乗して実車の運転をさせ適性検査（73C 型）の結果を講習生に渡した上で指導・助言を行う。 (2) 運転適性検査の結果における長所・短所について説明し性格特徴が運転行動に表れる可能性があることを理解させる。	60分	
	講習全体の振り返り（座学）	(1) 講習生に対して発言を促しながら質疑応答を行い、講習全体を通じての感想文をまとめさせる。	60分	

別記第17（第４関係）

特定任意高齢者講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習場所

講習は、受託者の施設内のコース等において行うこと。

２　講習に使用する車両及び器材

(1)　車両

補助ブレーキ等の装置を装備した普通自動車を使用することとし、受講者の車両の持込みについては、次に掲げる事項に留意すること。

なお、車両運転による講習中は、「講習中」の標識を車両に掲示すること。

ア　受講者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこと。ただし、受講者からの申し出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えない。

イ　車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

(2)　実車の運転に支障がある場合

受講者の体調や降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターでの代替措置をとるなどし、できる限り受講者に運転操作の指導を行うことができるよう努めること。

(3)　運転適性検査器材

受託者が所有する次の運転適性検査器材を使用すること。

ア　動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ　夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ　水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

３　学級編成

(1)　１学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成することとし、運転適性検

査器材による指導及び実車による指導については、１グループ５人以内とすること。

なお、実車による指導は、受講者１人当たりの実車による指導時間を少なくともおおむね 20 分間確保すること。

(2)　１学級につき高齢者講習指導員１人を配置することとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、１グループにつき高齢者講習指導員１人以上で担当すること。

なお、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、高齢者講習指導員１人に対して受講者５人までとすること。

４　講習内容

講習時間は、２時間以上（法第 71 条の５第３項の普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者に対する講習にあっては１時間以上）とし、高齢者講習表（別表）により行うこと。

５　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

第２　講習実施上の留意

１　講習の受付に当たっては、高齢者講習通知書、運転免許証等により、本人であること及び次のいずれかに該当する者であることを確認すること。

なお、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合は、これを受理するものとすること。

(1)　運転免許証等の更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の者

(2)　法 97 条の２第１項第３号に規定する特定失効者又は同項第５号に規定する特定取消処分者で、免許申請書を提出した日における年齢が 70 歳以上の者

２　講習の受付の際には、講習申請書を受理し、講習終了の都度、運転免許課長に提出すること。

３　講習の開始前に、交通事故の防止について、必要な指示を行うこと。

４　受講者の立場に配意した対応に努めるとともに、緊張を和らげるよう配意すること。

５　講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、高齢者の交通事故の特徴及び防止策、道路交通法令等について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うこと。

6　動体視力検査器、夜間視力検査器、視野検査器等による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。

7　実車による指導

実車による指導は、次に掲げる事項に留意し、慣らし走行を含め、受講者１人当たり少なくともおおむね 20 分間行うこと。

また、受講者１人当たりの走行時間（慣らし走行を除く。）がおおむね 10 分間以上となるよう、1,200 メートル以上（慣らし走行を除く。）走行させて行うこと。

(1)　課題は、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施して差し支えない。

また、各課題は、運転評価票（高齢者講習用）（別記様式）を用いて、その履行状況を客観的に評価すること。

(2)　課題の実施前に、受講者に対し、その実施方法等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法及び適切な運転方法について理解させること。

(3)　課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

(4)　順番待ちの時間を活用した映像教養等

順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下、危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、運転適性検査器材による検査又は当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

8　講習中に事故が発生したときは、必要な措置を講じた上で、速やかに運転免許課長に報告し、事後の指示を受けること。

別表（別記第 17 関係）

高齢者講習表

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	30 分以上
1　講義	道路交通の現状と交通事故の実態	⑴ 地域における交通事故情勢	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。	
		⑵ 高齢者の交通事故の実態	高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。	
		⑶ 高齢者支援制度等の紹介	申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	
	運転者の心構え	⑴ 安全運転の基本	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。	
		⑵ 交通事故の悲惨さ	交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。	
		⑶ シートベルト等の着用	後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	⑴ 高齢者の特性を踏まえた運転方法	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。	
		⑵ 危険予測と回避方法等	高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。	
		⑶ 改正された道路交通法令	受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2　運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30 分以上
3　実車による指導	運転適性についての指導②	⑴ 事前説明	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。	1 時間以上
		⑵ ならし走行	原則として受講者ごとにおおむね 300 メートル、コースにおけるならし走行を行う。	
		⑶ 課題	コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。	
		⑷ 安全指導	適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	
（注）　1　講習時間は２時間以上 （普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は３以外の受講とし、講習時間は１時間以上） 2　1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 3　1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 4　2の検査結果に基づく指導を1の講義の時間に行うことも可能とする。その場合には、当該指導を1の「安全運転の知識⑴ 高齢者の特性を踏まえた運転方法」の一部として行うこととする。				

別記様式（別記第 17 関係）

（表）

運転評価票（高齢者講習用）

評価日 年　月　日	受講者	指導員

実施回数		課題	不履行の評価項目		
1回目	2回目			1回目	2回目
		指示速度による走行	課題速度不履行		
		一時停止	一時不停止（小）		
			一時不停止（大）		
		右折	脱輪		
			右側通行（小）		
			右側通行（大）		
		左折	脱輪		
			右側通行（小）		
			右側通行（大）		
		信号通過	信号無視（小）		
			信号無視（大）		
		段差乗り上げ	乗り上げ不適		
補助ブレーキ等					

□　時間超過　　□　指示違反　　□　事故

□　実車による指導の中止

□　普通自動車を運転することができる第二種免許保有

（メモ）

（裏）

フリガナ		
氏　名		
生年月日	大正 昭和	年　　月　　日（　　歳）

日ごろ車を運転していますか	□　最近３年ぐらい（前回の免許証更新時以降）は運転をしていない □　最近３年ぐらい（前回の免許証更新時以降）の間に運転をしている □　分からない

《車を運転する前の事前説明》

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な走行を行ってください。

1　走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス１０キロメートル毎時以内で走行してください。

2　一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してください。ブレーキペダルを踏むだけではなく、車を完全に停止させる必要があります。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。

3　右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうことのないようにしてください。

4　信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。

5　段差乗り上げは、アクセルペダルを踏んで段差に乗り上げた後、すぐにブレーキペダルに踏み換えて停止していただく課題です。

段差乗り上げの際には、段差に乗り上げたらすぐにブレーキペダルを踏んで停止してください。

6　他の車などに衝突の危険がある場合には、指導員が補助ブレーキを踏むことなどがあります。

そのような交通事故の危険が発生しないよう、課題を走行するときだけでなく、全体を通して安全運転を心がけてください。

別記第18（第４関係）

特定任意講習実施基準

第１　講習の実施方法

１　講習の場所

講習の場所は、運転免許センター、警察署その他の警察施設、又は公民館等の講習に適した環境の施設を使用して行うこと。

２　講習対象者

講習対象者は、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関して、ほぼ共通の条件下にあると認められる者のうち、特定任意講習の受講を希望するものを対象とすること。

３　講習指導員の配置

講習指導員は、原則として１学級につき講習指導員１人及び補助員１人を配置すること。

４　講習科目、細目等

講習は、運転免許に係る講習に関する規則第１条に規定する事項について、特定任意講習表（別表）により行うこと。

５　学級編成

１学級編成は、講習効果が上がるような適正な人数で編成すること。この場合において、人数は、講習施設の収容可能人数を超えないこと。

６　配布資料

講習は、教本等を配布して行うこと。

７　教材及び器材

講習を効果的に行う上で必要な教材及び器材を使用すること。

８　講習実施上の留意事項

(1)　講習が終了したときは、国家公安委員会規則別記様式第２号の特定任意講習終了証明書に必要な事項を記載し、これを交付すること。

(2)　講習受講者には、更新時講習免除の対象者となるのは６月以内の更新予定者に限られることを明示すること。

別表（別記第 18 関係）

特定任意講習表

講　習　科　目	講　習　細　目	講習時間
	開講 (1) 講師の自己紹介 (2) 受講者の点呼 (3) 講習概要及び日程の説明 (4) 受講者心得の説明	10 分以上
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	
2　運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット等の着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10 分以上
3　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 改正道路交通法等の要点 (3) 危険予測と回避方法等	40 分以上
4　運転適性、技能の診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用） (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	60 分以上
講　習　時　間　合　計		120 分以上

（注）　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。